

令 和 5 年 度

鹿児島県立楠隼中学校  
入学者選抜実施要綱

鹿児島県教育委員会

## 目 次

[ 1 ] 募集定員及び出願資格	1
1 募集定員	1
2 出願資格	1
[ 2 ] 出願	1
1 出願期間	1
2 出願手続	1
3 入学願書の受付	2
[ 3 ] 選抜	2
1 方針	2
2 方法	2
3 調査書	2
4 適性検査	4
5 面接	4
6 検査当日の新型コロナウイルス感染防止対策等について	5
7 追加の選抜（新型コロナウイルス感染症対応）	5
8 選抜結果の通知及び発表等	5
9 その他	5
[ 4 ] 追加の選抜（新型コロナウイルス感染症対応）	6
1 方針	6
2 受検資格	6
3 受検の申出	6
4 選抜	6
5 検査当日の新型コロナウイルス感染防止対策等について	7
6 選抜結果の通知及び発表等	7
7 その他	7

※ 各種様式については、一昨年度まで入学志願者である生徒やその保護者の氏名の記載と印鑑の押捺を求めていましたが、昨年度からは氏名を自署とし、押印は求めないとしています。なお、校長、教育長などの証明、所見、確認等に関する欄の職印の押捺も省略して差し支えありません（各団体の文書規程等に拠ってください。）。

## 令和5年度鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜の主な日程

内 容	月 日（曜日）	備 考
<b>願書受付</b>	令和4年11月21日（月） から 令和4年12月2日（金） まで	◎郵送のみの受付（簡易書留、当日消印有効）
<b>選抜実施</b>	令和5年1月22日（日）	◎検査会場 【本校会場】 鹿児島県立楠隼中学校 【鹿児島会場】 鹿児島県青少年会館 【東京会場】 都道府県会館 【大阪会場】 新大阪丸ビル新館 【福岡会場】 エイムアテイン博多駅前
<b>選抜結果発表</b>	令和5年1月27日（金） 午前10時以後	◎選抜結果通知方法 ・レタックスによる選抜結果通知書の発送 ・楠隼中学校のホームページによる合格者の受検番号の発表

### [ 1 ] 募集定員及び出願資格

#### 1 募集定員

60人

#### 2 出願資格

出願資格は、次の(1), (2)のいずれにも該当する男子とする。

(1) 次のア, イのいずれかに該当する者

ア 令和5年3月に小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部（以下「小学校」という。）

を卒業し、又は修了（以下「卒業」と総称する。）する見込みの者

イ 鹿児島県立楠隼中学校長（以下「楠隼中学校長」という。）に志願の承認を特別に得た者

(2) 入学時に保護者（国外からの出願者においては、身元引受人）が国内にいる者

### [ 2 ] 出願

#### 1 出願期間

令和4年11月21日（月）から12月2日（金）まで（当日消印有効）とする。

#### 2 出願手続

(1) 入学志願者は、楠隼中学校長に入学願書を提出する。入学願書は、楠隼中学校が作成したものを用いること。

なお、提出方法は郵送（簡易書留）のみとする。

(2) 入学願書には、入学者選抜手数料として、入学願書の右上肩に2,200円分の鹿児島県の収入証紙を貼付する。ただし、鹿児島県外からの入学志願者については、入学者選抜手数料は楠隼中学校が指定する方法で納入するものとする。

(3) 入学志願者は、入学願書のほか、調査書（様式1）及びその他楠隼中学校長が指定する書類等を出願期間内に提出する。

なお、調査書については、入学志願者が在籍小学校に作成を依頼し、在籍小学校が厳封（緘印を押印する

こと。) したものを提出すること。

- (4) 入学志願者又はその保護者（親権者、又は後見人をいう。以下同じ。）は、身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする場合は、出願手続と同時にその旨を楠隼中学校長に申し出る。
- (5) 楠隼中学校長は、入学者選抜出願者数を別途指示する方法で県教育庁高校教育課長に報告する。

### 3 入学願書の受付

- (1) 楠隼中学校長は、**2(1)**の入学願書の提出があった場合は、入学願書の記載事項について、誤記や記載漏れ等がないかを確かめた上で、入学願書の受付を行うものとする。
- (2) 楠隼中学校長は、入学願書を受け付けた場合は、受検票を入学志願者に交付するものとする。
- (3) 楠隼中学校長は、受け付けた入学願書に不正を発見した場合は、入学許可後であっても入学を取り消すことができる。

## [ 3 ] 選抜

### 1 方針

選抜は、楠隼中学校の求める生徒像に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行う。

### 2 方法

楠隼中学校長は、入学者を次の方法で選抜する。

- (1) あらかじめ楠隼中学校長を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜の公正を期するものとする。
- (2) 適性検査、面接の結果及び調査書、その他必要な書類等を資料として、総合的に判断する。なお、調査書を活用するに当たっては、小学校の臨時休業の影響で、特定の入学志願者が学習評価の内容等の記載により、また指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることがないようにすること。
- (3) 入学志願者又はその保護者から身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする受検者について申出があった場合、楠隼中学校長は、適性検査の実施に当たり、当該受検者の障害等の程度に応じて、別室での受検、検査室の座席、補聴器等の使用など適切な措置を講ずること。
- (4) 楠隼中学校長は、試験会場等における感染症対策について適切な措置を講ずること。

### 3 調査書

#### (1) 全般的な事項

- ア 調査書作成に当たっては、小学校児童指導要録（以下「指導要録」という。）を基にして記入する。
- イ 数字はすべて算用数字を用いて記入する。ただし、固有名詞はこの限りではない。
- ウ 作成に当たっては、楠隼中学校ホームページから調査書の電子データをダウンロードして用いてよい。  
その際、パソコン等により作成してもよい。
- エ やむを得ない事情によって、所定の調査書を提出できない者については、その理由を付して、調査書に代わる適当な資料をもってこれに代えることができる。
- オ 作成した調査書は、在籍小学校が楠隼中学校の指定する封筒に入れ、厳封（緘印を押印すること。）した上で入学志願者に交付する。

(2) 作成上の注意

記載事項、記載要領は、指導要録に準ずるものであるが、次の点に留意して記入する。

	第6学年の欄	第5学年の欄
学籍の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童氏名の表記は、指導要録の文字と一致するよう確認する。</li> <li>現住所は都道府県から記入する。</li> </ul>	
各教科の学習の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>観点別学習状況の欄は 「十分満足できる」状況と判断されるもの … A 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの … B 「努力を要する」状況と判断されるもの … C</li> <li>評定の欄は 「十分満足できる」状況と判断されるもの … 3 「おおむね満足できる」状況と判断されるもの … 2 「努力を要する」状況と判断されるもの … 1</li> </ul> <p>※ 未履修は斜線を記入する。</p>	<span style="border-left: 1px dashed black; padding: 0 5px;">一学期（前期）までの状況に基づいて記入</span>
特別活動の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>「十分満足できる」状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。</li> </ul>	
行動の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>「十分満足できる」状況にあると判断される場合は、該当の欄に○を記入する。</li> </ul>	
出欠の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年10月31日までのものを記入する。</li> </ul>	
健康状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>「健康」と認められた場合には、「異常なし」と記入する。指導上配慮すべき点があれば、その内容を記入する。</li> </ul>	<span style="border-left: 1px dashed black; padding: 0 5px;">記載日までの状況に基づいて記入</span>
特別な配慮が必要とされる諸事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導上配慮を有する事項について記載する。ない場合は、「特になし」と記入する。</li> </ul>	
総合所見	<p>総合所見については、次の事項などを簡潔に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為など指導上参考になる諸事項</li> <li>各教科や各領域等の学習に関する所見</li> <li>行動に関する所見</li> <li>児童の成長の状況にかかる総合的な所見</li> </ul>	<span style="border-left: 1px dashed black; padding: 0 5px;">記載日までの状況に基づいて記入</span>

## 4 適性検査

### (1) 出題の方針

適性検査問題は、楠隼中学校の求める生徒像を踏まえたものとする。

ア 適性検査Ⅰ（言語に関する内容）

文章や資料を正確に読み取る力をみるとともに、目的や意図に応じた文章を書くことで、情報を選択し、それらを構成して的確に書く力、また、豊かな発想により多様な視点から考える力をみる。

イ 適性検査Ⅱ（自然や社会、数理に関する内容）

- (ア) 複数の資料を分析・考察する力と課題解決に至る過程を筋道を立てて表現する力をみる。
- (イ) 自分の考え・見方を論理的に表現し、分かりやすく記述する力をみる。
- (ウ) 身の回りの現象や環境などに興味・関心をもち、自分が学んだことと関連づけて考える力をみる。

### (2) 実施方法

ア 内 容 適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱ

イ 期 日 ・ 日 程 令和5年1月22日（日） 9：30 集合

10：05～10：50 (45分間) 適性検査Ⅰ

11：15～12：00 (45分間) 適性検査Ⅱ

ウ 検 査 場 楠隼中学校及び鹿児島市、東京、大阪、福岡の各検査場

### (3) 受検上の注意事項

ア 問題用紙等が配布されていることを確認すること。

イ 受検番号は、検査問題及び解答用紙の両方に記入すること。

ウ 印刷不鮮明などについて質問がある場合は、無言で手を挙げること。

エ 番号や記号で解答するようになっているものは、必ず指定の方法で解答すること。

オ 数を限定して解答を求められている場合、指定された数より多く解答したものは、減点されることがあるため注意すること。

カ 検査中、声を出さないこと。

キ 不正行為は絶対に行わないこと。

ク 遅刻した者は、直ちに楠隼中学校長に届け出て指示を受けること。

ケ 検査場に携行できる用具は、次のとおりとし、それ以外は持ち込まないこと。

鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、直定規及びコンパス

※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断される用具の使用は認めない。

コ 携帯電話等（ウェアラブル端末を含む。）は、検査開始前に必ず電源とアラームを切って、かばん等にしまうこと。従わない場合は、監督者が本人の了解を得ずにかばん等を検査室外に持ち出すなど必要な措置をとるとともに、受検資格を失うこともある。

サ アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。

シ 楠隼中学校の「受検上の注意事項」によく注意すること。

## 5 面接

### (1) 実施計画等

ア 楠隼中学校長は、面接の具体的な実施計画を定め、面接の公正・円滑な実施を期さなければならない。

イ 質問事項、評価項目及び方法等については、楠隼中学校で定める面接の方針に沿って、十分検討して決定するものとする。

ウ 面接の実施に当たっては、入学志願者の人権に十分配慮しなければならない。

エ 面接の結果は、選抜の一資料として用いることができるものとする。

## (2) 実施方法

面接は、次により行うものとする。

ア 対象：入学志願者全員

イ 期日：適性検査終了後

ウ 方法：個人面接又は集団面接

## 6 検査当日の新型コロナウイルス感染防止対策等について

受検者は次に掲げる事項に注意することとする。

ア 健康状態確認票（様式2）に必要事項を記入し、検査当日に持参すること。

イ 検査場内では、原則としてマスクを着用すること。また、面接時も同様とする。なお、事情により着用が困難な方は事前に楠隼中学校長に届け出て指示を受けること。

ウ 検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること（漢字、英文字、地図等がプリントされている服（マスクを含む）等は着用しないこと。）。

エ 無症状の濃厚接触者については、以下の全ての要件を満たす場合に受検を認める。

（ア）検査当日も無症状であること。

（イ）公共の交通機関（電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと。

ただし、タクシーは一定の条件のもと利用可能とする。

（ウ）終日、別室で受検すること。

## 7 追加の選抜（新型コロナウイルス感染症対応）

新型コロナウイルス感染症の感染又は感染が疑われたことにより楠隼中学校入学者選抜を受検できなかった

入学志願者に対して、令和5年2月5日（日）に実施する。（p. 6 参照）

## 8 選抜結果の通知及び発表等

楠隼中学校長は、選抜の結果について、令和5年1月27日（金）午前10時以後、結果通知書を発送するとともに楠隼中学校のホームページに合格者の受検番号を発表するものとする。

合格者は、入学申出書に必要事項を記入し、令和5年2月1日（水）までに、楠隼中学校へFAX(0994-65-1113)で送信する。受理後、楠隼中学校はFAXを受理した旨を合格者に連絡する。その後、合格者は、令和5年2月3日（金）（当日消印有効）までに、入学申出書（原本）を楠隼中学校長に郵送（速達簡易書留）により提出する。

## 9 その他の事項

- (1) 楠隼中学校長は、入学者選抜の結果について、別途指示する方法で県教育庁高校教育課長に報告すること。
- (2) ここに定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## [ 4 ] 追加の選抜（新型コロナウイルス感染症対応）

### 1 方針

令和5年1月22日（日）に実施する楠隼中学校入学者選抜を新型コロナウイルス感染症の感染又は感染が疑われたことにより受検できない入学志願者に対して受検機会を確保する。

### 2 受検資格

追加の選抜を受検できる者は、楠隼中学校入学者選抜に出願し、かつ、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染により受検できなかった者
- (2) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、かつ、発熱や風邪の症状があることにより受検できなかった者
- (3) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査場に行くことが困難であることにより受検できなかった者

### 3 受検の申出

#### (1) 期間

令和5年1月16日（月）から1月23日（月）まで（当日消印有効）とする。

#### (2) 手続等

ア　追加の選抜の受検の申出をする入学志願者は、その旨を(1)に規定する期間内に楠隼中学校長に申し出るものとする。

イ　アの申出の後、当該入学志願者は、必要な書類を楠隼中学校長に提出するものとする。

#### (3) 手續等

ア　追加の選抜受検申出書（様式3）

イ　「診断書」等医師の判断を示すことを証明できる書類

#### (4) 追加の選抜の受付及び報告

ア　楠隼中学校長は、追加の選抜の受検の申出があった場合、(3)で提出された書類及び既に受領している楠隼中学校入学者選抜出願書類により受付を行うものとする。

イ　楠隼中学校長は、追加の選抜出願者数等を別途指定する方法により令和5年1月27日（金）午後1時までに県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

### 4 選抜

#### (1) 選抜の方法

〔3〕2の規定を準用する。

#### (2) 適性検査

ア　出題の方針

〔3〕4(1)の規定を準用する。

イ　実施方法

（ア）内 容　　適性検査I及び適性検査II

（イ）期 日・日 程　　令和5年2月5日（日）　9：30　集合

10：00～10：20　(20分間)　適性検査I

10：30～10：50　(20分間)　適性検査II

（ウ）検 査 場　　鹿児島市内の指定する検査場

ウ 受検上の注意事項

〔3〕 4(3)の規定を準用する。

(3) 面接

〔3〕 5の規定を準用する。

**5 検査当日の新型コロナウイルス感染防止対策等について**

〔3〕 6の規定を準用する。

**6 選抜結果の通知及び発表等**

楠隼中学校長は、選抜の結果について、令和5年2月8日（水）午前10時以後、結果通知書を発送する。

合格者は、入学申出書に必要事項を記入し、令和5年2月13日（月）までに、楠隼中学校へFAX(0994-65-1113)で送信する。受理後、楠隼中学校はFAXを受理した旨を合格者に連絡する。その後、合格者は、令和5年2月13日（月）（当日消印有効）までに、入学申出書（原本）を楠隼中学校長に郵送（速達簡易書留）により提出する。

**7 その他**

(1) 楠隼中学校長は、入学者選抜の結果について、別途指示する方法で県教育庁高校教育課長に報告すること。

(2) ここに定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(様式1)

## 調査書

※印は記入しないこと

受検  
番号

※

## 1 学籍の記録

ふりがな		性別	現住所			
氏名	(平成 年 月 日生)					

## 2 各教科の学習の記録

教科	観点別学習状況				内容	5年	6年		
	観点	学年	5年	6年					
国語	知識・技能				児童会活動				
	思考・判断・表現				クラブ活動				
	主体的に学習に取り組む態度				学校行事				
	評定				4 行動の記録				
社会	知識・技能				項目	5年	6年		
	思考・判断・表現				基本的な生活習慣				
	主体的に学習に取り組む態度				健康・体力の向上				
	評定				自主・自律				
算数	知識・技能				責任感				
	思考・判断・表現				創意工夫				
	主体的に学習に取り組む態度				思いやり・協力				
	評定				生命尊重・自然愛護				
理科	知識・技能				勤労・奉仕				
	思考・判断・表現				公正・公平				
	主体的に学習に取り組む態度				公共心・公徳心				
	評定				5 出欠の記録(令和4年10月31日現在)				
音楽	知識・技能				5年	欠席日数	理由		
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度				6年	欠席日数	理由		
	評定								
図画工作	知識・技能				6 健康状況				
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定				7 特別な配慮が必要とされる諸事項				
家庭	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
体育	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
外国語	知識・技能				この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する。				
	思考・判断・表現				令和 年 月 日				
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定				記載責任者・職・氏名				

## 8 総合所見

学校住所 〒

学校電話番号

がっこうめい  
学校名

校長氏名

※「記載責任者・職・氏名」及び「校長氏名」欄については、自署の場合は押印の必要はありませんが、自署以外の場合は、押印が必要です。

(様式 2)

令和 5 年度鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜

健康状態確認票

記入した日時

令和 5 年 月 日 時 分

在籍・出身小学校等	
受検番号	
本人氏名	
検温結果	( ) 度

※ 健康状態等について気になる点があれば記入してください。

(注) 1 入学志願者は、鹿児島県立楠隼中学校のHPから印刷してください。

2 選抜当日の朝、可能な限り保護者等と一緒に記入し、選抜当日検査会場に持参してください。

(様式 3)

受検番号

## 追加の選抜受検申出書

令和 年 月 日

鹿児島県立楠隼中学校長 殿

立 \_\_\_\_\_ 学校 令和5年3月 卒業見込

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

私は、令和5年度鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜に出願しましたが、下記の理由により受検できなかつたので、追加の選抜の受検を申し出ます。

記

次の(1)～(3)のいずれかの番号に○を記入すること。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染により受検できなかつた者
- (2) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、かつ、発熱や風邪の症状があることにより受検できなかつた者
- (3) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者に該当すると特定され、公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査場に行くことが困難であることにより受検できなかつた者

(注) 志願者及び保護者はそれぞれ自署すること。

[注：日本産業規格A4（210mm×297mm）縦型使用]

## 令和5年度鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜における個人情報の簡易開示要項

受検者は、鹿児島県個人情報保護条例第23条の規定に基づき、次のとおり開示請求等の特例による開示（以下「簡易開示」という。）を申し出ることができる。

(1) 簡易開示を行うことができる個人情報

令和5年度鹿児島県立楠隼中学校入学者選抜適性検査（以下「適性検査」という。）における「適性検査Ⅰ」、「適性検査Ⅱ」の得点及び合計得点とする。

(2) 簡易開示の申出を行うことができる者

適性検査の受検者本人に限って認める。

(3) 簡易開示の申出を行うことができる期間及び時間

令和5年1月28日から4月10日までの間とする。ただし、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前8時30分から午後4時30分までとする。

(4) 簡易開示を行う場所

楠隼中学校とする。

(5) 簡易開示の申出の方法

楠隼中学校で、口頭にて申し出る。なお、郵送、電話、ファクシミリ又は電子メールによる申出は、本人の確認が十分にできないため、認めない。

(6) 本人確認の方法

本人であることを証明する書類（原則として、本人の写真が貼付されていること。）及び受検票の提示を必要とする。

(7) 簡易開示の方法

楠隼中学校は本人であることを確認した後、会議室など外部と遮断された場所において、楠隼中学校長が指名した2名の担当者から口頭により伝達する。

(8) 受検者等への周知

受検者等に対しては、簡易開示を開始するまでに、楠隼中学校や県教育委員会のホームページ等を通じて周知する。

(9) 簡易開示の記録及び状況報告

楠隼中学校は、鹿児島県教育委員会開示請求等の特例に関する事務取扱要領に基づき、簡易開示実施処理簿（様式2）に記録し、簡易開示の期間が終了した後、別途指示する方法で高校教育課長へ報告すること。